

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

I. 事業の目的

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。

II. 運営の方針

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者さまの立場に立ったサービスの提供に努めます。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
3. 利用者さまの療養に資する等の観点から、当該利用者さまに直接関わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者さま、またはそのご家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

III. 従業者の職種、員数

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置します。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行います。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とします。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置します。業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とします。

IV. 職務の内容

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき利用者さまの居宅を訪問等し、住まい環境に応じた薬剤の管理や保管、使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および介護支援専門員、必要に応じて他のサービス事業者に共有いたします。

V. 営業日および営業時間

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とします。但し、臨時休業日、年末年始を除きます。
2. 利用者さまには、営業時間外の連絡先も提供いたします。

VI. 通常の事業の実施地域

通常の実施地域は、当薬局の16km圏内の区域とする。

Ⅶ. 指定居宅療養管理指導等の内容

薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとします。

- ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- ・薬剤服用歴の管理
- ・薬剤等の居宅への配送
- ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への提案
- ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、提案
- ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
- ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

Ⅷ. 利用料その他の費用の額

利用料については、介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

1. 居宅療養管理指導サービス利用料として（1回のご利用料金）

単一建物居住者の人数	1人	2人～9人	10人以上
1割負担の場合	518円	379円	342円
2割負担の場合	1,036円	758円	684円
3割負担の場合	1,554円	1,137円	1,026円

＊算定する日の間隔は6日以上、かつ月4回を限度とします。ただし、がん末期の利用者さま、注射による麻薬の投与が必要な利用者さま及び中心静脈栄養を受けている利用者さまの場合は1週間に2回、かつ月に8回を限度とします。

- 単一建物居住者の人数は、利用者さまが居住する建築物に居住する方のうち、当薬局が居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費を算定している方の人数になります。
- ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、居宅療養管理指導費を算定する人数を単一建物居住者の人数として算定いたします。
- 以下の場合は、それぞれの利用者さまに対し「単一建物居住者が1人の場合」を算定いたします。
 - ・同居する同一世帯に訪問薬剤管理指導を行う利用者さまが2人以上いる場合
 - ・訪問薬剤管理指導を行う利用者数が当該建築物の戸数の10%以下の場合
 - ・当該建築物の戸数が20戸未満にあって、訪問薬剤管理指導を行う利用者さまが2人以下の場合
- 医療用麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合は、1回につき上記料金に100円（1割負担の場合）加算されます。
- 注入ポンプにて医療用麻薬等を使用される場合は、1回につき上記料金に250円（1割負担の場合）加算されます。
- 中心静脈栄養法用輸液等の薬剤を使用される場合は、1回につき上記料金に150円（1割負担の場合）加算されます。

8. 厚生労働大臣が定める離島や中山間地域等に対するサービス提供に関しては、利用料金 1 回につき以下の割合が料金に加算されます。

- ・特別地域加算 15%
- ・中山間地域当における小規模事業所加算 10%
- ・中山間地域当に居住するものへのサービス提供加算 5%

9. 情報通信機器を用いた居宅療養管理指導サービス利用料は、1 回のご利用につき 46 円（1 割負担の場合）となります。

10. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者さま、またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ます。

＊利用料の他、健康保険法に基づき、薬代や薬剤の調整に係る費用一部をご負担いただきます。

IX. 緊急時等における対応方法

必要に応じ利用者さまの主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

X. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供にあたり、苦情が生じた場合は迅速、かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、必要な措置を行います。苦情やご相談があれば、担当薬局までご連絡ください。

XI. その他運営に関する重要事項

1. 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備します。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者さままたはその家族の秘密を保持します。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととします。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

制定 平成18年4月1日

改訂 令和7年9月1日

